新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う

「ボランティア活動の開始・再開に関する基本方針」について(第11報)

学生支援センター長 岩永 靖

熊本県の新型コロナウイルスの感染症対策に係るリスクレベルも1に下がり、国のマスク着用の考え 方も3月13日以降個人の判断に委ねることとなりました。

そこで、新型コロナウイルス感染症に対する全ての学生のみなさんの健康と安全を確保する責務と感染拡大防止のために、ボランティア活動につきましても引き続き十分な感染防止対策を講じて、鋭意感染予防に努める必要があります。

そこでみなさんが活動を行う上で、遵守すべき事項について、下記に示します。「ボランティア活動を 行う者としての自覚」を常に持ち続け、行動してください。

なお、部活動・サークル活動等によるボランティア活動については、別に示す<u>「開館時間内の課外活動</u>の開始・再開について(第10報)」の事項と合わせて判断することとします。

記

1. 活動期間前

- 1) 社会的に責任がある活動であることを認識し、日頃から検温及び風邪症状の確認を行い、体調管理に留意すること
 - ・体調の変化がある場合は、速やかに①活動先の担当者、②本学の担当教職員の指示を仰ぐこと。
- 2) 自らの感染が判明した場合は、本人または同居人等によって速やかに①活動先の担当者、②本学の担当教職員に連絡することとし、治療・療養期間、及び陰性と判断され経過観察期間終了後の保健所等の指示により登学が可能となるまでの期間は、活動を停止すること。
- 3)同居人やアルバイト先に感染が確認されるなど、自らが「濃厚接触者」に特定された場合は、速やかに活動先の担当者並びに本学の担当教職員に連絡することとし、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して5日間は、活動を見送ること。
- 4) 自らが「接触者(その場所・スペースにいた者)」と特定された場合にあっても、自身の行動状況を振り返り、必要に応じて、3) に掲げる対応を行うこと。
- 5)日ごろから免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけること。
- 6) アルバイトを行っている学生にあっては、移動も含めて徹底した感染防止対策を講じること。

(2)活動期間中・活動中

- 1) 手洗い等の手指衛生、3密の防止、適切かつ十分な換気など、感染防止対策を徹底すること。
- 2) 朝晩の検温及び風邪症状の確認を行うこと。
- ・体調の変化がある場合は、速やかに①活動先の担当者に申し出て指示を仰ぐとともに、②本学の担当教職員に連絡すること。
- 3) 自らの感染が判明した場合は、本人または同居人等によって、速やかに①活動先の担当者に申し出て指示を仰ぐとともに、②本学の担当教職員に連絡すること。
- 4) 同居人やアルバイト先に感染が確認されるなど、自らが濃厚接触者に特定された場合は、速やかに① 活動先の担当者に申し出て指示を仰ぐとともに、②本学の担当教職員に連絡すること。
- 5) 感染拡大の状況等により、急遽、活動を中止せざるを得ないと活動先が判断した場合などにおいて

は、活動先の指示に従うとともに、速やかに本学の担当教職員に連絡すること。

(3)活動期間終了後

- 1)活動期間終了後体調の変化がある場合は、速やかに本学の担当教職員に連絡すること。
- 2)終了後に自らや同居人の感染が判明した場合は、速やかに本学の担当教職員に連絡すること。

3. 連絡先

大学あるいは教員への依頼に基づいている活動 各担当教員 学生個人への依頼に基づいている活動 学生支援課